

新型コロナウイルス感染症罹患後の当病院への受診について（お願い）

平素よりひとかたならぬご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

国では、有症状者及び無症状者の療養解除基準について見直しがなされ、9月7日（水）より一部短縮（10日→7日）されましたが、ハイリスク施設への訪問は、引き続き10日間は避けることとされています。

大山記念病院でも、重症化リスクの高い患者様の来院が多いため、定期・救急外来の受診を希望される場合には、次のとおりとさせていただきますので、ご了承ください。

- ① 発症後8日～10日経過の方：事前にお電話で各診療科にご相談ください。
 - ② 発症後11日目以降の方：症状が軽快している場合は相談不要で受診可能です。
- ※無症状者も、検体採取日から11日目以降は相談不要で受診可能です。

■新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準について

（厚生労働省ホームページから抜粋）

<症状のある方>

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から療養解除を可能とする。

ただし、現に入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から療養解除を可能とする。

<無症状の方>

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。

加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に療養解除を可能とする。

※症状がある方は10日間、無症状の方は7日間、感染リスクが残存することから、自身による検温、高齢者等重症化リスクのある方との接触や感染リスクの高い行動を控えていただく等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

※療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えありません。

令和4年9月21日

大山記念病院